

折本小学校放課後キッズクラブ

折本小学校放課後キッズクラブの活動

折本小学校放課後キッズクラブは、都筑区が選定した法人／公益財団法人よこはまユースが運営を行っております。

2022年度より東校舎2階の教室で活動しています。

キッズクラブへお越しの際は、正門のキッズクラブ専用インターホンを押し、校舎奥の外階段から2階に上がってください。

*週1～2回ドッジボールのプログラムがあり、横浜市の大会を目指して練習しています。

*地域の講師の方を招いての工作教室、将棋、編み物教室等の他、かながわ子ども教室の方々による『天体観測』や実験などのプログラムも実施しております。

*その他、アイロンビーズ、プラバン、ミサンガ、ストラップ作りなどの通常プログラム等もあり、夏休み中は水遊びが人気です。

*2019年からスタートした『くわがた研究会』は、一年を通してクワガタを育していくプログラムですが、子どもだけでなく保護者の方からも好評を得ています。

ご意見・ご要望等について

放課後キッズクラブを利用するうえでのご意見・ご要望等がありましたら、折本小学校放課後キッズクラブ運営法人／公益財団法人よこはまユース キッズ運営課までご相談ください。

放課後キッズクラブ事業は、学校とは異なり、法人によって運営されています。

日々の利用（出席や欠席、利用時間の変更など）に関するお問い合わせ・登録内容の変更などは、直接、折本小学校放課後キッズクラブへお問い合わせください。

お問い合わせ先

◆ 折本小学校放課後キッズクラブ

電話&FAX：045-942-6423

住所：〒224-0043

横浜市都筑区折本町 1321 横浜市立折本小学校内

Eメール：orimoto-kids@peace.ocn.ne.jp

◆ 運営法人／公益財団法人 よこはまユース キッズ運営課

電話：045-662-7646 FAX：045-662-7645

住所：〒231-0011

横浜市中区太田町2-23 横浜メディア・ビジネスセンター5階

Eメール：kids-post@yokohama-youth.jp

◆ 横浜市都筑区こども家庭支援課

電話：045-948-2471 FAX：045-948-2309

◆2024年度の利用登録について

(1) 申込書類の提出

準備していただいた書類を添えて、期限までに放課後キッズクラブへご提出ください。

- 第1期・・・・・・・2024年3月1日(金)～3月16日(土)
- 第2期・・・・・・・2024年4月6日(土)～随時(登録の翌日から利用可)

(2) 新1年生の利用開始日について

新1年生の利用開始日は、登録する利用区分によって異なります。

※利用前に、必ず保険に加入してください。

わくわく【区分1】	すくすく【区分2A・2B】
<p><u>4月9日(火)から利用できます。</u></p> <p>※わくわく【区分1】のお子さんであっても、午後4時以降の利用が見込まれる場合は、1回800円の利用料+おやつ代(1回100円)をお支払いいただくことで、4月1日からの利用が可能です。 ※入学式までは、<u>午後4時以前に帰宅するお子さんは利用できません。</u></p>	<p><u>4月1日(月)から利用できます。</u></p> <p>※利用にあたっては、 <u>必ず、保護者の責任で送迎をお願いします。</u></p> <p>※児童の状況を把握するため、<u>事前に放課後キッズクラブ職員と面談を行います。</u></p>

(3) わくわく【区分1】の長期休業中の利用について

折本小学校放課後キッズクラブのわくわく【区分1】の長期休業中の利用時間は、以下の時間を予定しています。午前・午後、どちらかで利用することができます。

◇午前10時～午前12時　または　◇午後2時～午後4時

なお、警報発生時や夏休み中の猛暑が予想されるとき等、児童の安全な遊び場が確保できない状況においては、わくわく【区分1】の利用を制限させていただく場合があります。

利用を制限する場合には、あらかじめ、保護者の皆さんに対して、お知らせいたします。

◆放課後キッズクラブからの「お願い」と「お知らせ」

● 利用について

「放課後キッズクラブ」への行き帰りは、保護者(本人)の責任となります。ご家庭でも事故、不審者等には十分に注意するようお話し下さい。

● 新1年生の利用日について

学校生活に慣れるまでは、お子さんの様子・体調を第一にお考えくださるようお願いいたします。

● 持ち物について

持ち物には、わかるところに必ず、記名をお願いいたします。キッズクラブ利用時は、携帯電話や現金など貴重品、おもちゃやゲームなどは持参しないでください（学校のルールに準じます）。

※学校に持ってきていいけないものは、原則、キッズクラブにも持つてこないこと。

土曜日や長期休み（夏休みなど）・代休日等の正午～午後1時に利用する場合はお弁当・水筒をご持参ください。※お弁当の中味が傷まないよう保冷剤を入れる等の工夫をお願いします。なお、水筒の中身は学校に準じて原則、水かお茶です。ジュースやスポーツドリンク類は認めていません。

● 一斉下校時刻（一人帰りができる時刻）について

下校時の児童の安全のため、日没時刻等を考慮し、「お迎えなし」でも下校できる時刻を定めています。

4月～9月	午後5時
10月～3月	午後4時

● 緊急連絡先について

児童のケガや病気など緊急時に放課後キッズクラブから連絡させていただくことがあります。

利用時間帯は必ず連絡のとれる状態にしていただきますようお願いいたします。

※利用予定日に連絡なく欠席している場合（利用可否・お子さんの所在が確認できない場合）は、緊急連絡先にご連絡をさしあげます。

● 放課後キッズクラブへのお迎えについて

お迎えに来られる場合は、必ず、利用カード（キッズカード）に記入された時間（最終利用時間は午後7時まで）までにお越しください。万一、遅れてしまう場合は、事前にキッズクラブへお電話ください。

保護者がお迎えに来られない場合は、「キッズクラブ利用申込み」の裏面にある「児童代理引取人届出」欄に代理引取人の氏名等を記入し、事前に放課後キッズクラブに提出しておけば、その方のお迎えが可能です。なお、代理の方がお迎えをする場合は、運転免許証等の身分証明書を提示していただきます。

また、自家用車での送迎は禁止です。緊急車両の妨げや近隣のご迷惑となりますので、学校周辺道路や路肩等への駐停車・乗降をなさらないようお願いいたします。なお、やむを得ない特別な事情がある場合は、事前にご相談ください。

● 「放課後キッズクラブへの連絡」と「学校への立ち入り」について

キッズクラブは学校とは別の運営です。キッズクラブへの利用申込み・欠席などの連絡事項は、直接、放課後キッズクラブへお願ひいたします。

また、キッズクラブに来た後、「忘れ物をしたから、教室に取りにいってもいい？」とお子さんが聞くことがあります。学校の施設管理上、キッズクラブ利用後は、原則として、学校施設（教室など）へ入ることができません。日頃から忘れ物をしないよう、お子さんとお話をしてください。

● おやつの提供時間について

折本小学校放課後キッズクラブのおやつの提供時間は、4時30分です。

すくすく【区分2A・2B】及びわくわく【区分1】のスポット利用するお子さんには、おやつを提供します。おやつは、昼食と夕食の間の補食として、位置づけ、満腹にならないよう配慮します。お子さんの食物アレルギーについては、利用区分に関わらず、必ず「学校生活管理指導票」の写しを合わせて提出してください。くわしくは、利用登録のご案内をお読みください。

● 個人情報の取り扱いについて

個人情報保護の重要性をスタッフ一人ひとりが十分認識し、「横浜市個人情報の保護に関する条例」および公益財団法人よこはまユースの「個人情報取り扱い指針」に従い、適切に取り扱います。

● お子さまの写真の掲載について

毎月発行の『キッズニュース』や公益財団法人よこはまユースのホームページなどに、キッズクラブでの子どもたちの活動の様子を写真で紹介することができます。ご家庭のご事情、方針などで写真掲載を望まれない場合は、放課後キッズクラブへお知らせください。

広報紙『キッズニュース』について

放課後キッズクラブから保護者の皆さまやお子さんへのお知らせは、放課後キッズクラブが発行する『キッズニュース』により行います。

『キッズニュース』の内容については、ぜひ、お子さんと一緒に確認をお願いします。

(1) 発行日と配付方法

『キッズニュース』は毎月 25 日頃に発行します。

1年生～3年生は、学級を通じて、すべてのお子さんに配布します。

4年生～6年生は、学級を通じて、キッズクラブに登録しているお子さんに配布します。

※登録していないご家庭で希望される場合は、キッズルームで配布します。

なお、『キッズニュース』と一緒に、翌月分の『利用予定表』も配付します。保護者の方が「利用予定表」に利用予定日等必要事項をご記入いただき、キッズクラブに提出ください。※お子さんの提出可。

(2) 『キッズニュース』の内容

①翌月の予定

キッズクラブの翌月の予定（イベント・活動プログラムなど）等をお知らせします。

「事前申し込み」が必要なプログラムについては、内容、申込締切日等をご確認ください。

保護者会や親子参加型プログラム、防災・避難訓練等のお知らせもします。

②活動の様子（報告）

キッズクラブの日々の活動の様子や、実施したプログラムの内容等を報告します。

③お知らせとお願い

キッズクラブからのお知らせとお願いを随時掲載しますので、ご確認ください。

『キッズニュース』への写真掲載について

『キッズニュース』では、子どもたちの活動の様子を写真入りで掲載します。『キッズニュース』は、キッズクラブの紹介のため、学校外の方へお渡しすることもあります。

*写真掲載を希望されない場合はキッズクラブへお知らせください。

警報発表時等の対応について

(1) 警報発表時の対応

		警報発表時の放課後キッズクラブの対応 【浸水対象】
学校がある日	登校前	<p>午前6時の段階で、横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表された場合、<u>学校は児童の安全確保のため、全市一斉に「臨時休校」となります。</u></p> <p>放課後キッズクラブは、児童の安全対策を最優先としたうえで開所し、<u>すぐすく【区分2A・B】及びわくわく【区分1】のスポット利用のお子さんのみ受入れを行います。</u></p> <p>なお、利用する場合は、<u>必ず保護者又は保護者から指定された方の送迎が必要です。</u></p> <p>※特別警報発表時又は「避難情報」が発表された場合は、<u>閉所となります。</u></p>
	登校後	<p>児童登校後、横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表された場合、</p> <p>児童の安全対策を最優先としたうえで放課後キッズクラブを開所し、<u>すぐすく【区分2A・B】及びわくわく【区分1】のスポット利用のお子さんのみ受入れを行います。</u>スポット利用以外のわくわく区分のお子さんは、基本的には学校での対応となります。</p> <p>なお、警報発表中は、児童の帰宅時間に関わらず、<u>必ず保護者又は保護者から指定された方の送迎が必要です。</u></p> <p>※特別警報発表時又は「避難情報」が発表された場合は、<u>放課後キッズクラブは閉所となります。</u></p>
	放課後	<p>警報発表中は、児童の帰宅時間に関わらず、利用しているすべての児童の<u>保護者又は保護者から指定された方の送迎が必要です。</u>児童はお迎えが来るまで放課後キッズクラブで待機します。</p> <p>※交通機関が不通となる場合もありますので、できるだけ早いお迎えをお願いします。</p> <p>※特別警報発表時や又は「避難情報」が発表された場合であっても、<u>帰宅の安全が確保されるまで、児童は利用区分にかかわらず、放課後キッズクラブで留め置きとなります。</u></p>
学校がない日	-	<p>午前6時の段階で、横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表された場合、</p> <p>放課後キッズクラブは、児童の安全対策を最優先としたうえで開所し、<u>すぐすく【区分2A・B】及びわくわく【区分1】のスポット利用のお子さんのみ受入れを行います。</u></p> <p>なお、利用する場合は、<u>必ず保護者又は保護者から指定された方の送迎が必要です。</u></p> <p>※特別警報発表時又は「避難情報」が発表された場合は<u>閉所します。</u></p>

※「避難情報が発表された場合」とは、当該所在地に「緊急安全確保」、「避難指示」、「高齢者等避難」のいずれかが発表された場合をいいます。

なお、避難情報については、横浜市防災情報ポータルで確認することができます。

○横浜市 防災情報ポータル URL○： <https://bousai.city.yokohama.lg.jp/>

>本市トップページ>暮らし・総合>防災・救急・防犯>防災・災害>防災・災害情報>防災情報>防災情報ポータル(避難指示・避難勧告の状況及び避難所の開設状況)（外部サイト）

警報発表時等で通常と開所時間が異なる場合は、職員がキッズクラブに到着してから利用可能になります。
キッズクラブに行く前に必ず電話をし、受入が可能になっているかどうかを確認してください。

(2) 公共交通機関の計画運休が発表された場合について※

原則として、すくすく（ゆうやけ・ほしざら）【区分2A・B】及びわくわく【区分1】のスポットのみの受入れとなります。また、児童の安全を考慮し、状況に応じて、来所の自粛やお迎えを要請することがあります。

※「公共交通機関の計画運休が発表された場合」とは、市内鉄道会社（JR線・東急線・みなとみらい線・京急線・相鉄線・市営地下鉄線・横浜シーサイドライン）の計画運休が判明した場合とします。

(3) 交通機関の計画運休等に伴い、職員の配置が困難な場合の対応

気象警報等が発令されていない場合であっても、当日中に特別警報の発令が想定されている状況において、公共交通機関の計画運休や交通状況により、事前に把握している利用児童数に合わせた条例基準の職員配置が困難な場合には、閉所する場合があります。